

(別添)

仲 裁 合 意 書

工 事 名 磯松 2 地区農林災害水路復旧工事

工事場所 五所川原市磯松地内

令和 7 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 青森県（中央）建設工事紛争審査会

令和 年 月 日

発注者 五所川原市長 佐々木 孝昌 印

受注者 印

仲裁合意書について

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、青森県建設工事紛争審査会（以下「青森県審査会」という。）は青森県に設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、青森県知事 の許可を受けた建設業者であるときは青森県審査会であるが、当事者の 合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。

また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定により弁護士の資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平成15年法律第138号）の規定が適用される。